

「子ども・子育て支援新制度」 が始まります

今回は前月号でお知らせできなかった制度について詳しくお知らせします。



保育の必要量と保育時間

新制度では、保育を必要とする理由や就労時間などによって保育必要量の認定を行います。

保育必要量に合わせて、保育所などを利用できる時間が決まり、その時間の範囲内であれば追加料金なしで子どもを預けることができます。

〈保育必要量に応じた保育時間〉

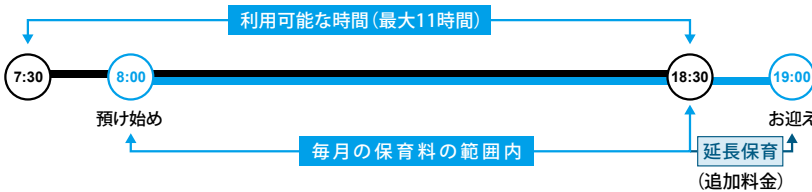
★「保育標準時間」利用

フルタイム就労を想定し1日に最大11時間、利用できます。

★「保育短時間」利用

パートタイム就労を想定し1日に最大8時間、利用できます。

例 〈保育標準時間（11時間）の場合〉



Q. 「保育標準時間」の認定を受けた場合、子どもを預け始めた時間から最大で11時間は追加料金がかからないで子どもを預けることができるということでしょうか。

A. 各施設が定める通常保育を行っている時間帯（利用可能な時間）の範囲内であれば最大11時間まで追加料金なしで子どもを預けることができます。追加料金で延長保育も可能です。



多子世帯の保育料の軽減（具体的な保育料の額については、現在検討中です）

幼稚園や保育所、認定こども園などをきょうだいで利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。 ●内の数値は、第1子の保護者負担を1.0とした場合の負担割合

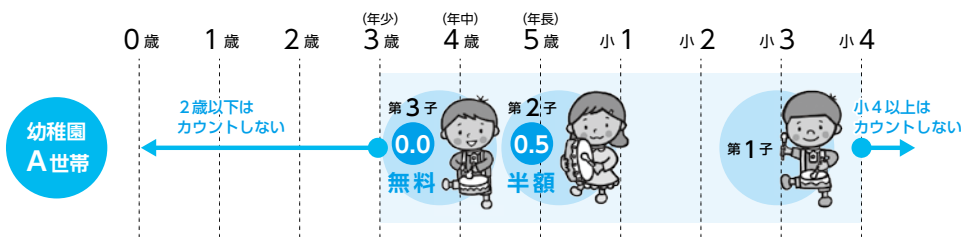


〈幼稚園の場合〉

幼稚園では、年少から小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。

第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※ただし、第1子が年少から小学校3年までの範囲外になった場合（成長して小4以上になった場合）は、それまで第2子だったお子さんを第1子とカウントします。

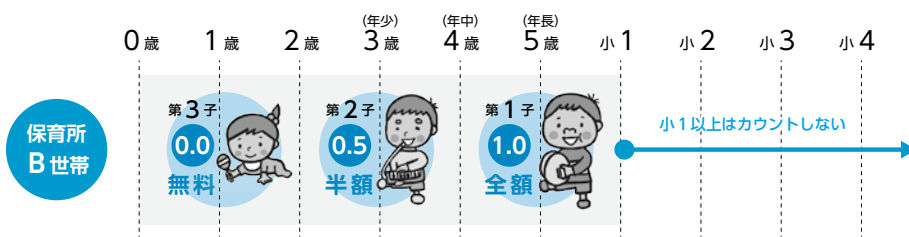


〈保育所の場合〉

保育所では、小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。

第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※ただし、第1子が小学校就学前の範囲外になった場合（成長して小1以上になった場合）は、それまで第2子だったお子さんを第1子とカウントします。



問 こども課（西館1階）【担当】古賀・南里 ☎37・6109

小城市ホームページから 保育園・幼稚園 検索